

令和6年度市民税・県民税申告受付

(令和5年分)

申告は 簡単な郵送申告で



令和5年度の申告書を提出したかたには、1月下旬に申告書を送付します。
郵送での提出にご協力をお願いします。

自宅で
作成!

自宅のパソコンやスマートフォンから源泉徴収票などの情報を入力するだけで、簡単に市民税・県民税の申告書を作成することができます。申告書のダウンロードも可能です。

※作成した申告書は印刷して郵送で提出してください。

※郵送の際には、下記「申告に必要なもの」を確認し、書類の写しを同封してください。

(所得や控除の申告をしない場合も、本人確認書類の写しは必ず同封してください)

※令和6年度(令和5年分)の申告書の作成やダウンロードは1月15日以降に可能となります。



▲市ホームページ

市民税・県民税申告書の提出が必要なかた

◆令和6年1月1日に市内に住所があり、次のいずれかに該当するかたは、市民税・県民税の申告が必要です。

- 勤務先から川口市に給与支払報告書が提出されないかた (不明なかたは勤務先にご確認ください)
- 所得税の確定申告が不要なかたで、給与または公的年金等に係る収入以外の所得があるかた
- 所得税の確定申告が不要なかたで、市民税・県民税のみに各種控除を追加で申告するかた
※確定申告が必要か分からない場合は、5ページ記載の国税相談専用ダイヤルへお問い合わせください。
- 収入がない旨の申告が必要なかた

◇非課税証明書が必要なかた

◇各種行政サービスを受けるにあたり、申告が必要なかた

申告に必要なもの

- ◆申告受付予約番号 (申告会場に来場する場合)
- ◆「確定申告のお知らせ」はがき (申告会場に来場する場合、税務署から送付されているかたのみ)
- ◆本人確認書類 (代理人が申告する場合は委任状が必須です)
 - 「マイナンバーカード」または「マイナンバー確認書類」と「身分確認書類」
- ◆所得や控除に関する資料 (下表参照)

所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票
	事業 (営業・農業) 不動産所得者	収支内訳書など (所得が分かるもの) ※確定申告が必要な場合、市の会場では受け付けできません。
控除に関するもの	社会保険料控除	国民健康保険税 (料)、介護保険料、その他の社会保険料の支払金額が分かる書類
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
	寄附金控除	寄附金の受領書、寄附金控除に関する証明書など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など

国民健康保険に加入しているかたへ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市民税・県民税の申告が必要です。





申告会場での受け付けは 事前予約制になります！

申告会場での待ち時間の短縮と混雑緩和のため、受け付けの事前予約制を導入します。
会場によって、予約開始日が異なりますのでご注意ください。

	申告受付日	受付時間	会場	予約開始日
2月	7日(水)	9:00~ 14:40	安行公民館	1月25日(木) 9:00~
	8日(木)、9日(金)		戸塚公民館	
	14日(水)、15日(木)、16日(金)		鳩ヶ谷庁舎 3階会議室	
	20日(火)		新郷南公民館 (新郷スポーツセンター併設) ※昨年度と会場が異なります。	
	22日(木)		神根公民館	
	28日(水)、29日(木)		芝公民館	
3月	4日(月)~15日(金) (9日(土)を除く) ※10日(日)は受け付けします。	9:00~ 15:40	第一本庁舎 5階会議室	2月5日(月) 9:00~

**事前予約をしていない場合は、申告受付を行うことができません。
必ず予約の上、ご来場ください。**

● 予約方法 (予約は、申告受付日前日の16:00まで)



①インターネット



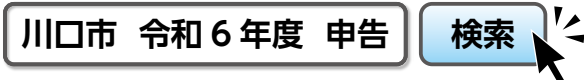
市ホームページ



②電話

1月25日(木)~3月14日(木)
9:00~16:00 (土・日曜、祝日を除く)

申告予約受付専用コールセンター
048-259-7680



申告受付の予約以外に関するお問い合わせは、コールセンターではなく市民税課へご連絡をお願いします。

● 市の会場で受け付けできる申告

市の会場で受け付けできる申告は、主に給与と公的年金等に関する申告です。

以下の申告や所得税の確定申告などに関しては、国税庁の国税相談専用ダイヤルへお問い合わせください。

市の会場で受け付けができない申告

- 住宅借入金等特別控除を含む申告
- 営業・不動産所得に関する申告
- 仮想通貨・FXに関する申告
- 土地・建物の譲渡所得に関する申告
- 株式・配当・譲渡所得に関する申告
- 相続税・贈与税・消費税に関する申告
- 令和4年分以前の確定申告
- 準確定申告(亡くなった納税者の収入の申告)
- 雑損控除・退職所得を含む申告

国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901

(所得税、相続税、消費税、贈与税など)
国税に関するお問い合わせ)

8:30~17:00
(土・日曜、祝日と1月1日(祝)~3日(水)を除く)

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636、7245 FAX048-258-1684